

学芸員養成の歴史的変遷と国際比較

—学芸員に求められる資質と能力を中心にII—

Historical transition of curator training and international comparison
—Focusing on the qualities and abilities required of curators II—

高橋 舞¹, 金田 卓也², 松村 茂樹³, 青木 俊郎⁴, 下田 敦子¹,
アチャヤ ウシャ⁵, サラスワット チトresh⁶

Mai Takahashi¹, Takuya Kaneda², Shigeki Matsumura³, Toshiro Aoki⁴, Atsuko Shimoda¹,
Usha Acharya⁵, and Chitresh Saraswat⁶

¹人間生活文化研究所, ²家政学部児童学科, ³文学部コミュニケーション文化学科, ⁴博物館,
⁵Social Sciences & Education, Nepal Open University,
⁶Fenner School of Environment & Society, Australian National University

キーワード：学芸員, 学芸員養成課程, 学芸員の国際比較, 学芸員の資質と能力
Key words : Curators, Curator training course, International comparison of curators,
Qualities and abilities of curators

1. 研究目的

本研究の目的は、昨年度に引き続き、博物館が共通して認識している「教育普及活動」の活性化に向けて学芸員が有すべき資質・能力とは何かを明らかにすることである。

本考察の前提となっているのが、博物館はグローバル化、デジタル化、多様化に対応し、新たに社会的役割を見直すことが必要である、という認識である。

2. 研究の実施内容

申請時に計画した日本・イギリス・インドにおける実態調査を、2022年度においてはCOVID-19感染症拡大により調査協力先の負担を鑑み延期することとした。メールやオンライン会議による連絡等は重ねたが、調査計画を進めることができず十分な研究データ収集に至らなかった。こうした状況下の中、筆者が2022年8月20日から27日にチェコのプラハで開催された第26回国際博物館会議(26th ICOM^{註1} General Conference)に参加した際に採択された博物館の新定義案について紹介する。

京都で開かれた前大会時に大きな関心を寄せられたMuseumの定義改正。2022年チェコ大会までの18ヶ月という期間で、ICOM会員、ICOM Define

常置委員会、ICOM執行役員会間で民主的な方法によりMuseumの新定義を作成・採択した。

“A museum is a not-for-profit, permanent institution in the service of society that researches, collects, conserves, interprets and exhibits tangible and intangible heritage. Open to the public, accessible and inclusive, museums foster diversity and sustainability. They operate and communicate ethically, professionally and with the participation of communities, offering varied experiences for education, enjoyment, reflection and knowledge sharing.”^{註2}

（「博物館は、有形及び無形の遺産を研究、収集、保存、解釈、展示する、社会のための非営利の常設機関である。博物館は一般に公開され、誰もが利用でき、包摂的であって、多様性と持続可能性を育む。倫理的かつ専門性をもってコミュニケーションを図り、コミュニティの参加とともに博物館は活動し、教育、楽しみ、省察と知識共有のための様々な経験を提供する。」ICOM日本委員会による日本語確定訳文）^{註3}

同定義に新たに加えられたのは、「包括性」「コミュニティへの参加」「持続可能性の重要性」という部分である。

近年、国際的にも Museum の役割は大きく変化している。今回の ICOM による Museum の新定義は、博物館の主要な役割（資料を次世代に残すこと）を時代や社会の変化に合わせて柔軟にシフトしようとする意志が感じられた。

一方で、日本においても 2022 年 4 月 15 日に文化庁より博物館法の一部改正が発表された。

下記、博物館法より抜粋。^{註4}

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）及び文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）の精神に基づき、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（後略）。

日本においては博物館法の一部改正により、登録博物館への登録要件や博物館で働く者の定義（学芸員、学芸員補、その他従事者）を緩和し、博物館と文化観光および地域経済との結びつきを強めようという動きがある。

博物館をめぐるこのような国際的な動きも踏まえた上で、今後、日本の政策にはどのような影響があるのか注目していく。

3. まとめ

2022 年度についてはコロナ禍において現地調査が困難であった。そのため、本年度の研究実施計画については、次年度以降において研究再開を目指したい。

調査の視点は 2022 年度研究計画内容の一部である①日本の学芸員に求められている「教育普及活動」における資質と能力はなにか、②学芸員に必要とされている資質と能力はどのように移り変

わっているのか、ということを基盤とし、より明確化を図っていきたいと考える。

なお、学芸員を対象とした聞き取り調査内容として、現段階においては、上述 2 点を軸とした質問項目を検討している。その調査結果および考察から見いだされる検討点から、日本の博物館における「教育普及活動」の質的向上のためにその知見を現場に還元するとともに、現在の学芸員養成課程への具体的提言を行うことが今後の研究課題につながるものとする。

4. この助成による発表論文等（予定）

1. Takahashi, M. (2023) A Literature Review of Global Citizenship Education in Museums. *Museum Management and Curatorship*, Volume 38 (Unpublished)
2. Takahashi, M. and Saraswat C. (2023) Museum Educational Activities in Australia and India. *Development Education*, vol. 70 (Unpublished)

註 1 ICOM (International Council of Museums) とは、1946 年に設立された国際的な非政府組織。世界各地の博物館関係者 4 万人以上が加盟する、世界最大のグローバルコミュニティである。

註 2 ICOM approves a new museum definition (2022) International Council of Museums. Available at: <https://icom.museum/en/news/icom-approves-a-new-museum-definition/> (Accessed: August 24, 2022).

註 3 ICOM 日本委員会. “新しい博物館定義、日本語訳が決定しました” <https://icomjapan.org/journal/2023/01/16/p-3188/> (参照日 2023-01-26)

註 4 文化庁. “博物館法の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 24 号) について”

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan_hakubutsukan/shinko/kankei_horei/93697301.html (参照日 2022-04-15)

付記

本研究は大妻女子大学人間生活文化研究所の研究助成 (K2210) 「学芸員養成の歴史的変遷と国際比較—学芸員に求められる資質と能力を中心に II—」を受けたものです。